

ルーテル学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2018（平成30）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1964（昭和39）年にルター派の二つのルーテル教会が牧師養成を目的として、東京都中野区に神学部神学科のみの日本ルーテル神学大学として開設した。その後、牧師養成だけでなく、キリスト教に関心のある人々にも広く門戸を開くため、キリスト教学科に改組し、さらに、人間尊重という理念のもと、神学科から派生する形で社会福祉学科と臨床心理学科を設置し、現在は、総合人間学部1学部3学科体制となっている。また、2001（平成13）年に、大学院人間福祉学研究科社会福祉学専攻博士前期課程を、2004（平成16）年に同博士後期課程を開設し、2005（平成17）年には臨床心理学専攻修士課程を開設すると同時に研究科名を改称し、総合人間学研究科社会福祉学専攻博士前期・後期課程と臨床心理学専攻修士課程を置く1研究科2専攻となっている。なお、キャンパスは、1969（昭和44）年に東京都三鷹市に移転し、現在に至っている。

「人間の生命を尊重し、その尊厳を守り、生活の質を豊かなものにし、心を癒す専門職を養成する」という理念のもと、学科ごとの教育目標を、キリスト教学科では「人間の生命の尊さとその存在の意味を探究する」、社会福祉学科では「生活の質を支え、自立を支援する」、臨床心理学科では「心の痛みを理解し、心の傷を癒す」としている。大学院では、社会福祉学専攻博士前期課程と臨床心理学専攻修士課程において「社会福祉と臨床心理の現場で、より高度な技術と理論を身につけて働く人材を養成する」とし、社会福祉学専攻博士後期課程において「研究者として後進を育てる役割を担う人材を養成する」としている。

学部および大学院の人材の養成に関する目的と教育目標については、大学学則第2条と大学院学則第4条に定められ、大学の理念・目的については、入学案内・パンフレットやホームページなどで周知されている。

教員組織の維持、学生の定員管理、国際交流の方針の明文化など、継続的に改善すべき事項はあるものの、少人数教育を重視した「一人ひとりを大切に教育」が実

践されており、今後のさらなる発展が期待される。

二 自己点検・評価の体制

1993（平成5）年に「自己評価委員会」を設置し、2005（平成17）年に本協会の大学評価（認証評価）を受けるなど、自己点検・評価に取り組んでおり、2008（平成20）年には「自己点検・評価規程」を制定している。しかし、「自己評価委員会」の恒常的な活動は、授業評価アンケートの実施と各種の教職員研修会にとどまっており、多様な視点からの日常的な自己点検・評価の実施と、それに基づく不断の大学改革推進のためのシステムは、未定着なので、今後の改善が望まれる。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

大学全体の使命（ミッション）である「一人ひとりを大切にする教育」と「支援を必要とする人たちを大切にすることができる人材の育成」のもと、1学部3学科、1研究科2専攻から構成され、このほかに、「人間成長とカウンセリング研究所」「ルター研究所」「臨床心理相談センター」「コミュニティ人材養成センター」「包括的臨床死生学研究所」などの併設の研究所を設置している。

「人間成長とカウンセリング研究所」は「牧会カウンセリング」を実践・教育・研究し、「ルター研究所」はルターの神学と宗教改革運動を研究している。「包括的臨床死生学研究所」と「コミュニティ人材養成センター」は、創立100周年を記念して2009（平成21）年に開設され、前者は登録研究員とともに対人援助トレーニング方法の開発を進めており、後者は三鷹市・武蔵野市・小金井市と提携し、さまざまな地域活動を展開している。

2 教育内容・方法

（1）教育課程等

総合人間学部

理念・目的・教育目標を実現するために、「キリスト教を基盤とした人格形成」を目指し、また、「心と福祉と魂の高度な専門家を養成する」という特色を持った教育課程となっている。特に、キリスト教信仰を土台としているため、教養科目と専門科目それぞれでキリスト教について学ぶ機会が用意されている。専門教育、教養教育、外国語、情報教育に関わる授業科目のカリキュラムもバランスよく配置されており、キリスト教精神に基づく人間性教育を目指すことに配慮しているといえる。『講義概要』には、教養科目、キリスト教学科神学専修プログラム、社会福祉学科および臨床心理学科の履修モデルを示しているが、キリスト教学科では神学専修プログラムを希望し

ない学生、社会福祉学科では国家試験受験を志望しない学生などに対する、典型的な履修モデルの記載が不足している。大学教育への導入教育は1年次の演習クラスや教養科目を通じて意識的に行われている。

なお、2010（平成22）年度より他学科の用意する副専攻科目を履修する副専攻制度を開始しており、今後の成果に期待したい。

総合人間学研究科

キリスト教主義に基づき人類の平和・幸福・安定に貢献するため、「人々が直面する生活および心の問題に専門的・総合的に対応する対人援助職を養成すること」を目的とした教育課程となっている。社会福祉学専攻博士前期課程においては、基礎研究科目にキリスト教関連科目を置くほか、3つの研究領域を設けて、それぞれに専門演習を配している。臨床心理学専攻修士課程においても、3つの研究領域を定めて、それぞれに特別研究を課しているほか、基礎研究科目と専門科目を配置している。

社会福祉学専攻博士後期課程においては、博士論文提出資格試験（キャンディデート試験）制を導入し、博士学位取得のためのプロセスを明らかにしている。

社会人入学制度を設け、博士前期課程においては、夜間・土曜開講や管理職入試の実施、さらに長期履修制度など、受け入れ体制を整備しているが、社会福祉学専攻の社会人学生にとって、必修科目の「実習」は時間的負担が大きい。

なお、貴研究科は昼夜開講を行う大学院であるが、その取り組みが大学院学則に規定されていないので、改善が望まれる。

（2）教育方法等

総合人間学部

学生に対する履修指導は、年度初めのオリエンテーション期間中に行われ、特に、新入生に対しては、履修の基本モデルを示して指導している。また、留年者に対しては、学生サポート委員が対応している。

1年間の履修単位数の上限を48単位と定めているが、GPA3.5以上の成績優秀者には年間60単位までの履修が認められている。

すべての授業について、統一した項目を用いて授業評価が実施されており、教員へのフィードバック、学生への公表も行われている。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）に関しては、「FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程」のもと、組織的に行われている。

シラバスは、統一した書式で作成されているが、内容が不十分なものがあり、教員間で記述に精粗があるため、改善が望まれる。

総合人間学研究科

少人数の講義・演習が多く、教員の指導が行き届いている。臨床心理学専攻においては、日本臨床心理士資格認定協会の定めた諸規定を満たした教育・研究が行われている。FDについては、「大学院ファカルティ・ディベロップメント規則」が定められているが、大学院独自の研修は行っていないため、改善が望まれる。

授業評価については、各学期に、統一した項目を用いて授業評価が実施され、その結果は授業評価報告としてホームページで公開されている。

シラバスは統一した書式で作成されているが、各回の授業内容、成績評価基準などの記述に精粗があるため、改善が望まれる。

(3) 教育研究交流

総合人間学部の国際交流に対する基本方針は明示されていないが、海外研修プログラムが積極的に行われている。特に、タガログ語の授業を設置するなど、事前学修にも配慮されている。

大学院総合人間学研究科社会福祉学専攻では、日韓の3大学院の大学院学生と教員による研究交流が定期的に行われているが、臨床心理学専攻では行われていない。

一方、教員・研究者の国際学術研究交流は、活発に行われている。

今後は、国際交流に対する基本方針を明文化し、国際交流を推進することが望まれる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

「ルーテル学院大学学位規程」第3条に学位授与の要件、同第7条に学位論文の審査等が示されている。また、『大学院要項』には、社会福祉学専攻のみ、「修士論文・特定研究報告書の基準」「博士論文の基準」およびその評価のための「評価票」が掲載されており、学位授与方針や研究体制が明示され、客観性および厳格性が確保されている。しかし、臨床心理学専攻においては、学位授与方針や学位論文審査基準などが明確には示されていないので、改善が望まれる。

社会福祉学専攻博士前期課程の多くを占める社会人学生は職業と学修の両立が困難であるとはいえ、修了予定者数に比して学位授与者数が少ない。また、同専攻の博士後期課程では、博士論文を提出するためのキャンディデート試験に合格できない、または合格しても論文完成に至らない大学院学生が見受けられるので、それらの学生へのさらなる支援が求められる。

3 学生の受け入れ

学部・研究科ともに、理念・目的に対応した学生の受け入れ方針を定め、多様な入

試制度のもと、一般入試でも面接を課すなど、方針に則った公正な受け入れを行っている。

「入試委員会」が出題内容を検証し、2008（平成20）年より「戦略企画委員会」が学生募集について検討しているが、定員未充足の学科があるほか、入試の種類ごとの募集定員についても年度により相当変動があり、定員確保の基本的方針はなお確立されていない。

募集時に、各種の媒体や活動を利用して、受験生への説明を実施している。しかし、指定校推薦入試を実施していながら、大学案内や入試要項に指定校推薦入試の記載がないので、改善が望まれる。

これまで、試験結果について受験生あるいは高等学校からの問い合わせはなかったが、問い合わせがあった場合には個別対応することとしている。

総合人間学部全体での過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は適切であるが、最近2年間の入学者数は、入学定員を下回っている。特に、社会福祉学科における同比率は低下傾向にあるが、一方、臨床心理学科では定員超過傾向となっている。また、これまでも編入学試験を行っていたが、2010（平成22）年度から、学部で新たに20名の編入学定員を設定している。収容定員に対する在籍学生数比率は、学部全体では適切であるが、臨床心理学科の同比率はやや高い。

総合人間学研究科では、博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率が高いので、改善が望まれる。

4 学生生活

障がい学生への対応も含め、学生が学修に専念できるような諸条件の整備に努めており、「学生サポート委員会」を基軸に、主体的な学習・研究活動の環境および条件を整える「福利厚生部門」、学習・生活における個別的課題に対応する「学生相談部門」、就職・進学にむけた具体的支援を行う「就職支援部門」を置き、横断的な協力関係を構築している。

給付奨学金や貸与奨学金、給付型の表彰奨学金など、多様な対象層に対する奨学金制度を用意・創設しているほか、「学生納付金延納分納規程」を設け、柔軟に対応するとともに、経済的に困窮している学生については、学内外の奨学金を活用して支援している。

「セクシャルハラスメント等に関する権利擁護及び防止対策規程」のもと、「権利擁護委員会」と「権利擁護相談担当者連絡会」を置いている。前者は、定期的に委員会を開催するとともに、各種予防措置や啓発活動を実施し、後者は、権利擁護に関する相談対応を行っている。『キャンパスライフガイドブック』および『大学院要項』に上記規程を掲載し、学期初めの学生オリエンテーションにおいて説明を行うとともに、

委員会による教職員への研修も実施している。

就職支援については、臨床心理学科の開設に伴い、2008（平成20）年から組織的に取り組み始めたところで、「就職・進路相談室」を置き、「キャリア教育プログラム」にも取り組んでいる。

学生相談については、精神科医を室長とし、専門トレーニングを受けたカウンセラーが常駐する学生相談室が、精神的、心理的相談に携わっている。また、看護師が常駐する健康管理室でも、心身両面の相談に対応し、必要に応じて学生相談室と連携している。

5 研究環境

各研究所・センターを設置しているほか、研究環境の整備に努めているが、理念・目的における研究活動についての位置づけは、必ずしも明らかではない。

教員には、職種や兼務に応じて個人研究費が支給され、「就業規則」には、研究時間の確保が定められている。また、専任教員のためには「専任教員サバティカル・リープ原則」や「教員研修規程」が設けられている。

しかし、すべての教員が、『学報』に研究業績を報告しているわけではなく、この5年間で研究業績が皆無の教員もいる。

また、研修制度は定められているものの、活用実績は少ないので、教員の研究活動に必要な研修機会を確保できる仕組みを設けることが望ましい。

6 社会貢献

NPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構の正会員として、民・学・産・公が連携して創設された「地域の大学」の講座開設や運営に貢献している。また、「人に係る人材」の養成活動を展開することを目的に設置された「コミュニティ人材養成センター」を拠点に、多様な地域活動を展開している。中でも、地域づくりに関わる住民の活動者を養成する「地域福祉ファシリテーター養成講座」を三鷹市・武蔵野市・小金井市および各市の社会福祉協議会との協働事業として推進している。また、「人間成長とカウンセリング研究所」や「ルター研究所」も、地域住民向けに、それぞれ独自の公開講座を実施しているとともに、「人間成長とカウンセリング研究所」では、地域住民に対するカウンセリングサービスも行っている。

このほか、教職員が多くの自治体の政策立案に関わる委員会などの委員を務めているが、大学としての協定の締結や組織的対応体制の整備はまだ進められていない。

7 教員組織

教員組織は、学部と研究科で一体的に運営されており、各学科とも、ほとんどのコ

ア科目を、専任教員が担当している。

2009（平成 21）年度時点では、臨床心理学科で大学設置基準上原則として必要な教授数が 1 名、大学全体でも同基準上原則として必要な教授数が 1 名不足していたが、2010（平成 22）年 4 月に、臨床心理学科の准教授 1 名が教授に昇格し、教授数は充足された。

専任教員は、学校・研究機関以外で社会人経験のある教員が 86.2%、外国人が 13.7%、女性が 34.4%と多様な人材構成となっている。

助教や助手は置いていないが、情報教育には非常勤の教育支援職員を配置し、総合人間学部の実習は、専任教員と「学生支援センター」の職員が連携して対応している。

教員の任免等は、「学校法人ルーテル学院就業規則」と「専任教育職員人事規程」に基づき、学長を長とする「人事委員会」により行われている。昇格の基準に関して、推挙の基準として、職位ごとのおおむねの勤務年数を示し、「学術研究、教育、校務、社会貢献」を審査の対象とするとしているが、昇格審査基準として、やや不明確と見受けられる。また、大学院研究指導担当教員の資格審査基準は明文化されていないので、改善が望まれる。

8 事務組織

「サービスの向上・業務の効率化・環境や課題への機動的対応」を目指し、2008（平成 20）年度に、従来の機能別の組織体制から、管理部門・学生支援部門・経営企画部門という目的別の横断的組織へと再編した。再編の過程では、各職員単位で上席者と面談し、業務管理シートを用いて、職務内容の点検・評価と改善などの検証を実施した。学内のほとんどの委員会は、教員と職員で組織され、教授会にも事務長以下各センターの管理職全員が常時陪席し、審議に加わっており、教学組織と事務組織の有機的な連携が保たれている。ただし、専任職員は管理職を含め 13 名のため、専任職員以外への依存が大きくなっている。

各種の一般職研修や管理職研修を実施しているが、事務職員の研修に関する規程は整備されておらず、計画的・定期的には未だ実施できていない。

9 施設・設備

校地・校舎面積は大学設置基準上必要な面積を上回っており、トリニティホールやルターホール建設をはじめ、メディア機器の配備やコミュニケーション環境の整備など、教育・研究を行うための施設・設備の整備を、随時進めている。また、定期的に各種の法定点検や保守点検を実施しながら、10 年先を目安にした改修工事計画を作成し、施設・設備の維持管理を進めている。ただし、1969（昭和 44）年に竣工した建物のうち、耐震診断を実施していない校舎があるため、早期の耐震診断の実施が望ま

れる。

キャンパス全体のバリアフリー化が進められてはいるものの、車椅子での移動に困難を伴う箇所が見受けられるので、今後もより一層バリアフリー化を推進することが求められる。

なお、情報機器は学内の「情報システム管理委員会」が管理し、守衛業務や清掃業務は外部委託している。

10 図書・電子媒体等

設置している専攻に関わる図書を中心に整備するとともに、「図書委員会」を中心に、学生のニーズも聞きながら、図書・電子媒体などの収集に努めている。また、専任職員を3名配置し、利用者数が減少傾向にあるものの、学生1人あたりの年間貸し出し冊数は37.6冊と、活発に利用されている。

国立情報学研究所のGeNiiを中心に、論文検索サービスができ、さらに、近隣4大学と相互貸し出し協力も行っている。

閲覧座席数は、学生数に対して適切に確保されており、開館時間は、最終授業時間に応じて、曜日によって延長するなど、授業終了後も利用できるようになっている。

なお、図書館の地域開放は、利用資料の事前申し込みを前提にして実施している。

11 管理運営

1学部のみのため、学部長を置かず、重要な意思決定は、「ルーテル学院大学学則」「教授会規程」「執務執行規程」に基づき、学長を議長とする大学教授会で、審議・決定される。ただし、法人の組織機構や権限を定めるとしている「執務執行規程」の中で、大学の教授会などの教学組織の職務分掌も規定しているため、法人と教学との関係が不明確となっているので、改善が望まれる。

専任教員の任用は、「専任教育職員人事規程」に基づき、教授のみの正教授会を設置して適切・公正に行われ、学長の選任は、「学長候補者選出実施規程」と「学長選任規程」に基づき適切・公正に行われている。ただし、大学院研究科長選任手続き、実務会議および学科長会議に関するものは、規程化されていないので、改善が望まれる。

12 財務

人件費および一般経費の削減、2005（平成17）年度に実施した定員増、新学科の立ち上げにより財政基盤の確立に取り組んできた結果、学生定員の充足により、帰属収支は良好な状態で推移している。しかし、2008（平成20）年度は、社会福祉学科の入学人数が定員を大幅に下回ったため、学生生徒等納付金収入が減少し、帰属収支は悪化した。

ルーテル学院大学

財務関係比率について、消費収支計算書関係比率では、「その他系学部を設置する私立大学」の平均と比較して、寄附金比率および補助金比率は良好であり、帰属収支差額比率も過去4年間10%前後と良好であったが、前述のとおり2008（平成20）年度は、1%台となり大幅に悪化した。貸借対照表関係比率では、過去5年間の消費収支差額構成比率が、マイナスの10%からマイナス23%と低く、しかも毎年悪化の傾向にある。さらに、翌年度繰越消費支出超過額が、ほぼ帰属収入に等しい金額にまで増加している。定員確保による収入の安定化を図るため、2008（平成20）年度に「戦略企画委員会」などを立ち上げたので、その成果と中長期計画を検証する仕組みの確立が急がれる。

なお、監事および公認会計士による監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では、学校法人の財産および業務の状況が適切に示されている。

1.3 情報公開・説明責任

事業計画書・事業報告書・財務諸表を、ホームページで公開し、諸活動の報告は『学報』の配布とホームページへの掲載で実施している。

財務情報以外の情報公開請求については、未だ請求を受けたことがないためか、専門の委員会などは設置しておらず、「事務部局で受理」し、「しかるべきレベルで対応」しており、手続きなどが明確になっていないため、改善が望まれる。

財務情報の公開については、学内に対しては、教授会および職員会で決算および財務概要を説明し、求めがあれば直ちに計算書類、証憑書類などを開示している。一方、外部に対しては、財務三表などをホームページで公開している。しかし、『学報』などの刊行物への掲載は見当たらないため、広報誌などを通じた公開も望まれる。また、公表に際しては、貴大学への的確な理解を得るため、事業内容と符合した解説をつける、図表を取り入れるなどの工夫が求められる。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 総合人間学部のシラバスにおいて、各回の授業内容、講義目的・到達目標、成績評価基準が、明確に提示されていないものが多く見受けられるので、改善が望まれる。また、総合人間学研究科のシラバスについても、授業内容、成績評価基準など記述に精粗があるので、改善が望まれる。
- 2) 総合人間学研究科のFD活動は、研究科独自の組織的な取り組みが具体的に

ルーテル学院大学

われているとはいえないので、改善が望まれる。

(2) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 総合人間学研究科臨床心理学専攻においては、学位授与方針や学位論文審査基準が明示されていないので、改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 指定校推薦入試を実施し、若干名の学生を受け入れていながら、入学試験要項や大学案内に指定校推薦入試について明示されていないので、改善が求められる。
- 2) 総合人間学研究科社会福祉学専攻博士後期課程において、収容定員に対する在籍学生数比率が2.33と高いので、改善が望まれる。

3 研究環境

- 1) 全学的に研修制度の活用が不十分であり、また、提出された資料によると、過去5年間の研究活動が不活発な教員が散見されるので、改善が望まれる。

4 教員組織

- 1) 大学院研究指導資格審査については明文化された規程がないので、改善が望まれる。

5 施設・設備

- 1) 建築年数が40年以上経過している本館、チャペル、研究棟の耐震診断が実施されていないので、安全確保の観点から改善が求められる。
- 2) 本館2階の学生コンピュータ室への移動経路など、車椅子での移動が困難な個所が見受けられ、バリアフリー化がなお十分ではないので、改善が望まれる。

6 管理運営

- 1) 大学院研究科長選任手続き、実務会議、学科長会議に関する事項が、規程化されていないので、改善が望まれる。

7 財務

- 1) 帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合が増加傾向にあり、2009(平成21)年度では、88.7%まで悪化しているので、財務状況の改善計画の策定・実施が急がれる。

8 点検・評価

- 1) 2008（平成 20）年には「自己点検・評価規程」が制定されているが、「自己評価委員会」の恒常的な活動は授業評価アンケートと各種教職員研修会の実施にとどまっており、多様で日常的な自己点検・評価とそれに基づく改革推進のシステムが定着していないので、改善が望まれる。

9 情報公開・説明責任

- 1) 大学関係者から財務情報公開以外の情報公開請求がなされた場合の、情報開示の手続きが明確になっていないので、改善が望まれる。

以 上

「ルーテル学院大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より2010（平成22）年1月19日付文書にて、2010（平成22）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり通知します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（ルーテル学院大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員から、分科会報告書（原案）についての意見を聴取し、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。また、各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日はルーテル学院大学資料2を参照）、分科会報告書（案）について再度討議を行い、内容を確認しました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月4日、5日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに9月29日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「ルーテル学院大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2014（平成26）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

ルーテル学院大学資料1—ルーテル学院大学提出資料一覧

ルーテル学院大学資料2—ルーテル学院大学に対する大学評価のスケジュール

ルーテル学院大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2009年度 入学試験要項 2009年度 大学院入学試験要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	2009年度 大学案内 2009年度 大学院案内
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	ルーテル学院大学 講義概要2009 ルーテル学院大学大学院 大学院要項2009
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	2009年度学部時間割表 2009年度大学院時間割表
(5) 規程集	学校法人ルーテル学院 規程集
(6) 各種規程等一覧(抜粋)	
① 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	大学学則 大学院学則 学位規程
② 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	教授会規程 執務執行規程 FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会規程 大学院ファカルティ・ディベロップメント規則
③ 教員人事関係規程等	専任教育職員人事規程(職位決定・任用・昇任) 特別に契約する教員に関する規程 研修・実習等を担当する専任講師に関する規程 臨床心理相談センターにおける特別契約専任講師に関する規定
④ 学長選出・罷免関係規程	学長選任規定 学長候補選出実施規定
⑤ 自己点検・評価関係規程等	自己点検・評価規程
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	セクシャルハラスメント等に関する権利擁護及び防止対策規程
⑦ 寄附行為	学校法人ルーテル学院寄附行為
⑧ 理事会名簿	学校法人ルーテル学院 役員名簿
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	2008年度後期・2009年度前期授業評価報告書 http://www.luther.ac.jp/jiko.html 2009年度前期学生授業評価アンケート用紙

資料の種類	資料の名称
(8) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	人間成長とカウンセリング研究所 臨床心理相談センターのご案内
(9) 図書館利用ガイド等	図書館案内
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	CAMPAS LIFE GUIDE BOOK 2009 (p25 キャンパス・トラブルに記載)
(11) 就職指導に関するパンフレット	マイキャリアノートブック
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	CAMPAS LIFE GUIDE BOOK 2009 (p30 学生相談に記載)
(13) その他	「ソーシャルワーカー」をめざしてみませんか？ ルーテル学院創立100周年記念 キャリアアップ特別奨学金 特色ある大学教育支援プログラム
(14) 財務関係書類	計算書類(平成16-21年度) 監事監査報告書(平成16-21年度) 公認会計士の監査報告書(平成16-21年度) 財産目録(平成20年度) 財務状況公開に関する資料『事業報告書 2008(平成20年度)』 財務状況公開に関する資料『学報 No.58(2008)』 財務状況公開に関する資料(ルーテル学院大学ホームページURLおよび写し)
(15) 寄附行為	学校法人ルーテル学院 寄附行為

ルーテル学院大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2010年	1月19日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月5日	第12回大学評価委員会の開催（平成22年度大学評価における評価組織体制および大学評価のスケジュールの確認）
	3月12日	臨時理事会の開催（平成22年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月11日	評価者研修セミナーの開催（平成22年度の評価の概要ならび
	13日	に主査・委員が行う作業の説明）
	～14日	
	17日	
	19日	
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月4日	第2回大学財務評価分科会の開催
	～5日	
	7月～8月	各委員より意見を聴取し、分科会報告書（案）を作成
	8月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	9月28日	大学評価分科会第50群の開催
	9月29日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月1日	第3回大学財務評価分科会の開催
	～2日	
	11日	
	11月20日	第6回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	～21日	
	12月4日	第13回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	～5日	
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2011年	1月31日	第4回大学財務評価分科会の開催

- 2月11日 第14回大学評価委員会の開催（大学から提示された意見を参
～12日 考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）
を作成）
- 2月18日 第462回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程
することの了承）
- 3月11日 第105回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）